

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成19年 4月 2日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：19件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	給水加熱器ドレンポンプ（B）分解時、インペラロックナットにカジリの発生が認められたため、当該インペラロックナットを交換	D	
2	1号機	燃料交換機の点検において、リミットスイッチ動作確認時、無負荷横行走行等の動作位置に判定値外れが認められたため、当該リミットスイッチを点検・調整	D	
3	1号機	給水加熱器ドレンポンプ（A）バレルを吊り上げ時、ピット内に水が溜まっていることが認められたため、対応検討	B	
4	1号機	1・2号機共用排気筒モニタの指示値において、指示値に影響を及ぼすようなプラント運転状態に変化がないにもかかわらず指示変動が認められたため、調査・対応検討	C	
5	2号機	給水への水素注入量を微量にて注入中において、気体廃棄物処理系「オフガス再結合器出口酸素濃度高」警報の発生が認められたため、当該酸素濃度分析計を点検・修理	D	
6	3号機	制御棒駆動機構の温度監視記録計において、「制御棒駆動機構温度高」の警報発生（02-35、1箇所）が認められたため、当該温度検出回路を点検・修理	D	
7	3号機	炉心スプレイ系ポンプ（B）室局所空調機の冷却用海水出入口弁のグランド部に水のにじみが認められたため、当該グランド部を点検・修理	D	
8	3号機	タービン建屋2階原子炉換気空調室南側入口扉付近上部にあるルーフドレン配管において、微量な水のリークが認められたため、当該配管を点検・修理	D	
9	4号機	主タービン主蒸気止め弁（No. 4）点検時、制御用急速作動電磁弁ケーブル端子圧着部の被覆に脱落（1箇所）が認められたため、当該部を修理	D	
10	4号機	原子炉圧力容器耐圧漏えい検査時、主蒸気ライン流量計弁において、一次弁と二次弁（1組）のボンネット部品が入れ替わった状態で組み立てられていることが認められたため、対応検討	D	
11	4号機	廃棄物処理系廃液ろ過器保持ポンプ出口弁の閉状態において、開閉表示ランプの両点が確認されたため、当該リミットスイッチを点検・調整	D	
12	4号機	サンプリングノズル修理に伴う溶接事業者検査において、検査成績書に記載されている判定基準の標記が旧基準となっていることが認められたため、対応検討	D	
13	4号機	制御棒駆動水圧制御ユニット（38-07）の窒素ガス補充後のリーク確認において、窒素ガス供給口にカニ泡程度のリークが認められたため、当該部を修理	D	
14	4号機	原子炉保護系電源設備の電動機・発電機セット（4A）制御盤の交流発電機電圧計の点検時、誤差率に判定基準外れが認められたため、対応検討	D	
15	5号機	電気品室局所空調機において、温度スイッチ感温部に破損が認められたため、当該計器を交換	D	
16	5号機	タービン建屋地階・南東側ハッチ脇上部において、電線管止め金具の外れ（1箇所）が認められたため、当該金具を取付け	D	
17	5号機	所内ボイラ（B）重油噴燃アトマイズ蒸気電磁弁において、シートパスが認められたため、当該電磁弁を点検・修理	D	

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
18	5号機	所内ボイラ（B）給水流量調節弁において、シートパスが認められたため、当該弁を点検・修理	D	
19	集中環境施設	廃液乾燥固化系（B）濃縮廃液定量ポンプ（B-B）において、ステータ摩耗によると推定される回転数（変化）の値が交換基準に達したため、当該ポンプのステータを交換	X	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・安全上重要な機器等の軽度な故障（技術基準に適合する場合） ・管理区域内の放射性物質の軽度な漏えい ・原子炉等への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・主要パラメータの緩やかな変化 ・人の負傷または病気の発生 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・日常小修理 など

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 保安規定に関わる不適合事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで